

令和七年三月七日受領
答弁第六七号

内閣衆質二一七第六七号

令和七年三月七日

内閣総理大臣 石破 茂

衆議院議長 額賀福志郎 殿

衆議院議員阿部知子君提出看護師養成所の情報公表に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員阿部知子君提出看護師養成所の情報公表に関する質問に対する答弁書

一及び二について

御指摘の「教育の質保証の観点から」の意味するところが必ずしも明らかではないが、保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三号）第二十一条第二号の看護師養成所（以下「看護師養成所」という。）においても、御指摘のように「受験者や学生等の関係者が当該養成所を多元的に理解するため、及び入学希望者のミスマッチを回避するための情報を公表することは重要である」と考えており、具体的にどのような情報が御指摘のような「教育活動に伴う基本的な情報」に当たるかも含め、看護師養成所における情報の公表の在り方については、一で御指摘の「報告書」において「専修学校の教育の特徴や、学校生活の様子、就職指導、資格取得や就職などの状況、卒業や中途退学の状況、経営情報などを的確に発信していく必要がある。また、情報公表等の責務を十分に果たしていない学校があることは課題である」とされていることも踏まえ、今後、看護師養成所における、教育の内容や質の向上のための自己評価の方法等の検討を行う中で、検討してまいりたい。